

新型インフルエンザ等対策 青森県行動計画素案作成の 論点整理（医療関係分野）

① 発生段階

発生段階について(特措法・行動計画上の位置付け)①

政府行動計画

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断することとしている。地域における発生段階を併せて示す。

国、地方公共団体、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

青森県行動計画素案作成の整理

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部で決定される。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県においては、政府行動計画が示す発生段階に準じて6つの発生段階に分類し、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。下記に国及び県における発生段階を示す。

国、県、市町村、関係機関等は、政府行動計画及び青森県行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

発生段階について(特措法・行動計画上の位置付け)②

政府行動計画		青森県行動計画素案作成の整理	
発生段階	状態	発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県 においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 地域未発生期 (各都道府県 で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・ 地域発生早期 (各都道府県 で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)	国内発生早期	県 においては、以下のいずれかの発生段階
			県内未発生期
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県 においては、以下のいずれかの発生段階。 ・ 地域未発生期 (各都道府県 で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・ 地域発生早期 (各都道府県 で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・ 地域感染期 (各都道府県 で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※感染拡大～まん延～患者の減少	国内感染期	県内発生早期
			県内 で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての接触歴を疫学調査で追える状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少 県 においては、以下のいずれかの発生段階 県内未発生期
			県内 で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
			県内発生早期
			県内 で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての接触歴を疫学調査で追える状態
			県内感染期
			県内 で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

新型インフルエンザ等対策 青森県行動計画素案作成の 論点整理（医療関係分野）

② サーベイランス

サーベイランス・情報収集について(特措法・行動計画上の位置付け)①

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>○情報収集</p> <p><u>国</u>は、<u>新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所(WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等)及び検疫所は、情報を得た場合には、速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等) ・<u>国立大学法人北海道大学:OIE リファレンスラボラトリー</u> ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 ・<u>地方公共団体</u> <p>○通常のサーベイランス</p> <p>① <u>国</u>は、<u>人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(約5,000の医療機関)において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約500の医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</u></p> <p>② <u>国</u>は、<u>インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</u></p> <p>③ <u>国</u>は、<u>学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</u></p> <p>④ <u>国</u>は、<u>インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。</u></p> <p>⑤ <u>国</u>は、<u>鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する。</u></p>	<p>○情報収集</p> <p><u>県</u>は、<u>新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、情報を得た場合には、速やかに関係部局に報告する。主な情報収集源は、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関(WHO、国際獣疫事務局(OIE)、国連食糧農業機関(FAO)、<u>米国疾病管理センター(CDC)</u>) ・<u>国立感染症研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所</u> ・<u>厚生労働省、農林水産省、環境省、外務省、他の都道府県等</u> <div data-bbox="1183 544 2032 654" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>主な情報収集源として、記載のとおり整理したが適切か。</p> </div> <p>○通常のサーベイランス</p> <p>① <u>県及び保健所設置市</u>は、<u>人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関(指定届出機関)において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する。また、病原体定点医療機関(指定届出機関)において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</u></p> <p>② <u>県及び保健所設置市</u>は、<u>インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</u></p> <p>③ <u>県及び保健所設置市</u>は、<u>学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</u></p> <p>④ <u>県</u>は、<u>国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。</u></p> <p>⑤ <u>県</u>は、<u>新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が実施する、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集及び分析評価に協力する。</u></p>

サーベイランス・情報収集について(特措法・行動計画上の位置付け)②

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
海外発生期	<p>○国際的な連携による情報収集等</p> <p>① 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIE 等)等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。国立感染症研究所は、得た情報を速やかに関係部局に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体に関する情報 ・ 疫学情報(症状、症例定義、致命率等) ・ 治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等) <p>② 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。</p> <p>○国内サーベイランスの強化等</p> <p>① 国は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。</p> <p>② 国は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。</p> <p>③ 国は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>④ 国は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。</p>	<p>○県内サーベイランスの強化等</p> <p>① 県及び保健所設置市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。</p> <p>② 県及び保健所設置市は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>④ 県は、引き続き、国が実施する、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。</p>

サーベイランス・情報収集について(特措法・行動計画上の位置付け)③

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内発生早期	<p>○国際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>○サーベイランス</p> <p>① 国は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。</p> <p>② 国は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。</p> <p>③ 国は、国内の発生状況を<u>できる限りリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供する。都道府県等は、</u>国と連携し、必要な対策を実施する。</p>	<p>○サーベイランス</p> <p>① 県及び保健所設置市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。</p> <p>② 県及び保健所設置市は、<u>国に協力し、</u>医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、<u>国が情報提供する</u>国内の発生状況を<u>踏まえ、</u>国と連携し、必要な対策を実施する。</p>

サーベイランス・情報収集について(特措法・行動計画上の位置付け)④

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内感染期	<p>○際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>○サーベイランス 国は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。</p> <p>(地域未発生期、地域発生早期の地域(都道府県))における対応) ① 国は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。 ② 国は、引き続き、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供する。都道府県等は、国と連携し、必要な対策を実施する。</p>	<p>○サーベイランス 県及び保健所設置市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、次のとおりの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。</p> <p>(県内未発生期、県内発生早期における対応) ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。</p> <div data-bbox="1183 758 2032 868" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>県内感染期において、全数把握を中止する体制とした いかどうか。</p> </div> <p>(県内感染期)における対応) ① 県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。 ② 県は、引き続き、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国と連携し、必要な対策を実施する。</p>

サーベイランス・情報収集について(特措法・行動計画上の位置付け)⑤

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
小康期	<p>○国際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>○サーベイランス</p> <p>① 国は、通常のサーベイランスを継続する。</p> <p>② 国は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。</p>	<p>○サーベイランス</p> <p>① 県及び保健所設置市は、通常のサーベイランスを継続する。</p> <p>② 県及び保健所設置市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。</p>

新型インフルエンザ等対策
青森県行動計画素案作成の
論点整理（医療関係分野）

③ 情報提供

情報提供について(特措法・行動計画上の位置付け)①

特措法【第13条】

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>○継続的な情報提供</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>② 国は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p> <p>○体制整備等</p> <p>国は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。</p> <p>① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた国民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。</p> <p>③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。</p>	<p>○継続的な情報提供</p> <p>① 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。</p> <p>○体制整備等</p> <p>県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。</p> <p>① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <p>② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。</p> <p>③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。</p>

情報提供について(特措法・行動計画上の位置付け)②

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
	<p>④ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、国民からの相談に応じるため、国のコールセンター等を設置する準備を進めるとともに、都道府県・市町村に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。</p>	<p>④ 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。</p> <p>⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県のコールセンター等を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、市町村のコールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。</p>
海外発生期	<p>○情報提供</p> <p>① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>② <u>このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。</u></p> <p>○情報共有</p> <p>① 国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口の設置をし、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。</p>	<p>○情報提供</p> <p>① 県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>② <u>情報提供に当たっては、青森県対策本部において情報の集約、整理及び一元的な発信を行う。</u></p> <div style="border: 2px solid #0070c0; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>青森県対策本部が中心となって、一元的な情報提供を行うこととしたい。 情報提供の方法としては、ホームページやメーリングリストの活用等が考えられるが、詳細はマニュアル作成時に整理したい。</p> </div> <p>○情報共有</p> <p>県は、国が設置する市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。</p>

情報提供について(特措法・行動計画上の位置付け)③

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
海外発生期	<p>② 国は、メールマガジン等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックにより、医療関係者との直接的な情報共有方法を行う。</p> <p>○コールセンター等の設置</p> <p>① 国は、Q&A等を作成するとともに国のコールセンター等を設置する。</p> <p>② 国は、都道府県・市町村に対し、Q&A等を配布した上、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。</p> <p>③ 国は、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p>	<p>○コールセンター等の設置</p> <p>① 県は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、県民からの一般的な問い合わせに対応できる県のコールセンター等を設置し、国が配布するQ&A等を活用し適切な情報提供を行う。また、市町村に対し、市町村のコールセンター等の設置を要請する。</p> <p>② 県は、県民から県のコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p>
国内発生早期	<p>○情報提供</p> <p>① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。</p> <p>② 国は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p>③ 国は、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p>	<p>○情報提供</p> <p>① 県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。</p> <p>② 県は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。</p> <p>③ 県は、県民から県のコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p>

情報提供について(特措法・行動計画上の位置付け)④

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内発生早期	<p>○情報共有 国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>○コールセンター等の体制充実・強化 ① 国は、国のコールセンター等の体制を充実・強化する。 ② 国は、都道府県・市町村に対し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。</p>	<p>○情報共有 県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。</p> <p>○コールセンター等の体制充実・強化 県は、県のコールセンター等を充実・強化する。また、市町村に対し、市町村のコールセンター等の体制の充実・強化を要請する。</p>
国内感染期	<p>○情報提供 ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。 ② 国は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。 ③ 国は、引き続き、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>○情報共有 国は、地方公共団体や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。</p> <p>○コールセンター等の継続 ① 国は、国のコールセンター等を継続する。 ② 国は、都道府県・市町村に対し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布し、コールセンター等の継続を要請する。</p>	<p>○情報提供 ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。 ② 県は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。 ③ 県は、引き続き、県民から県のコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>○情報共有 県は、国、市町村や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、地域の流行や対策の状況を的確に把握する。</p> <p>○コールセンター等の継続 県は、県のコールセンター等を継続する。また、市町村に対し、市町村のコールセンター等の継続を要請する。</p>

情報提供について(特措法・行動計画上の位置付け)⑤

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
小康期	<p>○情報提供</p> <p>① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p> <p>② 国は、国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。</p> <p>○情報共有</p> <p>国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。</p> <p>○コールセンター等の体制の縮小</p> <p>国は、状況を見ながら、国のコールセンター等の体制を縮小するとともに、都道府県・市町村に対しコールセンター等の体制の縮小を要請する。</p>	<p>○情報提供</p> <p>① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。</p> <p>② 県は、県民から県のコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。</p> <p>○情報共有</p> <p>県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。</p> <p>○コールセンター等の体制の縮小</p> <p>県は、状況を見ながら、県のコールセンター等の体制を縮小する。</p> <p>県は、市町村に対し、市町村のコールセンター等の体制の縮小を要請する。</p>

新型インフルエンザ等対策
青森県行動計画素案作成の
論点整理（医療関係分野）

④ 特定接種

特定接種について(特措法・行動計画上の位置付け)

特措法【第28条】

政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に、次に掲げる措置を講じるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(「登録事業者」)のこれらの業務に従事する者並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。</p>	<p>県は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。</p>
海外発生期	<p>① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。</p> <p>② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める。</p> <p>③ 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>④ 都道府県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p>	<div data-bbox="1183 725 2032 911" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>政府行動計画に記載のとおり、集団接種を原則として体制を構築する。 具体的な体制の構築等については、今後、マニュアル等作成時に検討・整理していきたい。</p> </div> <p>県及び市町村は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p>

新型インフルエンザ等対策
青森県行動計画素案作成の
論点整理（医療関係分野）

⑤ 住民接種

住民接種について(特措法・行動計画上の位置付け)①

特措法【第46条】

政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>① 市町村は、国及び都道府県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。</p> <p>② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都道府県は、技術的な支援を行う。</p> <p>③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。</p>	<p>① 市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。</p> <p>② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、県は、技術的な支援を行う。</p> <p>③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。</p>
海外発生期	<p>① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。また、市町村においては、国と連携して、接種体制の準備を行う。</p> <p>② 国は、全国民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう市町村に対し要請する。</p>	<p>① 市町村は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときは、国と連携して、接種体制の準備を行う。</p> <p>② 県は、全県民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、市町村に対し要請する。</p>

政府行動計画に記載のとおり、集団接種を原則として体制を構築する。

住民接種について(特措法・行動計画上の位置付け)②

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内発生早期	<p>国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、<u>また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。</u></p> <p>① 国は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定する。</p> <p>② <u>パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町村は接種を開始するとともに、国は、接種に関する情報提供を開始するよう都道府県・市町村に対し、求める。</u></p> <p>③ 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を集団的接種を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市町村は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> </div>	<p>県は、海外発生期の対策を継続し、国がワクチンを確保した場合は、<u>ワクチンを速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進める。</u></p> <p>① 市町村は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、国が接種順位を決定し、<u>パンデミックワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。</u></p> <p>② 県及び市町村は、接種に関する情報提供を開始する。</p> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>県の役割としては、住民接種に関する情報提供、市町村の体制構築への支援及びワクチン供給体制の構築としたい。</p> </div> <p>③ 市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市町村は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p> </div>

住民接種について(特措法・行動計画上の位置付け)③

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内感染期	<p><u>国</u>は、国内発生早期の対策を継続し、<u>ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、</u>市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: green; text-align: center;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p><u>国</u>は、<u>国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、</u>特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。</p> </div>	<p><u>県</u>は、国内発生早期の対策を継続する。市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: green; text-align: center;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p><u>市町村</u>は、措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。</p> </div>
小康期	<p>市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: green; text-align: center;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市町村は、国及び<u>都道府県</u>と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく新臨時接種を進める。</p> </div>	<p>市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: green; text-align: center;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>市町村は、国及び<u>県</u>と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく新臨時接種を進める。</p> </div>

新型インフルエンザ等対策
青森県行動計画素案作成の
論点整理（医療関係分野）

⑥ 医療提供体制

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)①

特措法【第48条】

特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その当道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの(臨時の医療施設)において医療を提供しなければならない。

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>○地域医療体制の整備</p> <p>① 国は、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、<u>日本医師会等の関係機関と連携し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の</u>体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。</p> <p>② <u>都道府県等</u>は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、<u>地域医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む</u>地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、<u>薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議</u>を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の实情に応じた医療体制の整備を推進する。<u>国は都道府県等の医療体制整備の推進を支援する。</u></p> <p>③ 国は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うことなど、都道府県等の行動計画に具体的な内容を定めておくよう必要な助言等を行う。</p> <p>④ 国は、<u>都道府県等に対し</u>、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、国及び都道府県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。</p>	<p>○地域医療体制の整備</p> <p>① 県は、<u>保健所設置市と連携し</u>、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、<u>県医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的に</u>フォローアップを行う。</p> <p>② 県は、<u>保健所設置市と連携し</u>、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、<u>地区医師会、地区薬剤師会、地区看護協会、</u>地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、市町村、消防等の関係者からなる対策会議(<u>地域新型インフルエンザ対策協議会</u>)を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の实情に応じた医療体制の整備を推進する。</p> <div data-bbox="1191 849 2020 949" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>既設の地域新型インフルエンザ対策協議会では、看護協会も参加。構成は適切であるか。</p> </div> <div data-bbox="1191 963 2020 1135" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>現行マニュアルで定めている「電話相談窓口」、「外来診療機関」を、政府行動計画で記載されている名称にあわせて、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」としたいがどうか。</p> </div> <p>③ <u>県及び保健所設置市</u>は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。</p> <p>④ <u>県及び保健所設置市</u>は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)②

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>○国内感染期に備えた医療の確保 国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 国及び都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。</p> <p>② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等)又は公的医療機関等(大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。</p> <p>③ 都道府県は、保健所設置市及び特別区の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。</p> <p>④ 都道府県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <p>⑤ 都道府県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p> <p>⑥ 都道府県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p> <p>⑦ 国は、大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。</p> <p>⑧ 国は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</p>	<p>○県内感染期に備えた医療の確保 県は、保健所設置市と連携し、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。</p> <p>② 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等)又は公的医療機関等(大学附属病院、公立病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。</p> <p>③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。</p> <p>④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <p>⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p> <p>⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p> <p>⑦ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)③

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>○<u>手引き等の策定、研修等</u></p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の策定を行い、医療機関に周知する。</p> <p>② 国は、<u>都道府県等</u>と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、<u>国内</u>発生を想定した研修や訓練を行う。</p> <p>○医療資器材の整備</p> <p><u>国及び都道府県等</u>は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。国は、都道府県等に対し、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を<u>行った上、十分な量を確保するよう要請する。</u></p> <p>○検査体制の整備</p> <p>① 国は、新型インフルエンザの発生に備えた迅速診断キットの開発を促進する。</p> <p>② 国は、<u>地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し、</u>新型インフルエンザ等に対するPCR 検査等を実施する体制を整備する<u>よう要請し、その技術的支援を行う。</u></p> <p>○医療機関等への情報提供体制の整備</p> <p>国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析</p> <p>国は、抗インフルエンザウイルス薬の効果やウイルス薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。</p>	<p>○研修等</p> <p><u>県</u>は、<u>国、保健所設置市</u>と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、<u>県内</u>発生を想定した研修や訓練を行う。</p> <p>○医療資器材の整備</p> <p><u>県及び保健所設置市</u>は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。<u>県及び保健所設置市</u>は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を<u>行う。</u></p> <p>○検査体制の整備</p> <p><u>県</u>は、新型インフルエンザ等に対するPCR 検査等を実施する体制を整備する。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)④

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
未発生期	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>① 国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。</p> <p>② 国は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。</p> <p>③ 国は、在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を引き続き進める。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備</p> <p>国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。</p>	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>県は、国の備蓄分と合わせて、県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備</p> <p>県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。</p>
海外発生期	<p>○新型インフルエンザ等の症例定義</p> <p>国は、新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。</p> <p>○医療体制の整備</p> <p>国は、都道府県等に対して、以下を要請する。</p> <p>① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。</p> <p>② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</p>	<p>○新型インフルエンザ等の症例定義</p> <p>県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。</p> <p>○医療体制の整備</p> <p>県は、保健所設置市と連携して、以下のことを行う。</p> <p>① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来を有する医療機関において診断を行うよう要請する。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。</p> <p>② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)⑤

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
海外発生期	<p>③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</p> <p>④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、<u>それを</u>確認する。</p> <p>○帰国者・接触者相談センターの設置 <u>国は、都道府県等に対して、</u>以下を要請する。</p> <p>① 帰国者・接触者相談センターを設置する。</p> <p>② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>○医療機関等への情報提供 <u>国は、</u>新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>○検査体制の整備</p> <p>① 国は、病原体の情報に基づき、国立感染症研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。</p> <p>② <u>国は、地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し、</u>地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施する<u>ための技術的支援を行い、</u>検査体制を速やかに整備する。</p> <p>③ 国は、新型インフルエンザの迅速診断キットの実用化を図る。</p>	<p>③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</p> <p>④ 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所において、亜型等の同定を<u>行う。</u> <u>その検体の亜型等を</u>国立感染症研究所は、確認する。</p> <p>○帰国者・接触者相談センターの設置 <u>県は、</u>以下の<u>ことを行い、保健所設置市に対して、同様の対応</u>を要請する。</p> <p>① 帰国者・接触者相談センターを設置する。</p> <p>② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>○医療機関等への情報提供 <u>県は、国が提供する</u>新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>○検査体制の整備</p> <p><u>県は、</u>地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施する体制を速やかに整備する。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)⑥

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
海外発生期	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等</p> <p>① 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。</p> <p>② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</p> <p>③ 国は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</p>	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等</p> <p>① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。</p> <p>② 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</p> <p>③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</p>
国内発生早期	<p>○医療体制の整備</p> <p>国は、都道府県等に対し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する<u>ことを要請する</u>。</p> <p>国は、都道府県等に対し、患者等が増加してきた段階においては<u>基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて</u>、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを要請する。</p> <p>○患者への対応等</p> <p>① 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。</p>	<p>○医療体制の整備</p> <p>県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。<u>また、県は、保健所設置市に対し、同様の対応を要請する</u>。</p> <p>県は、保健所設置市と連携し、患者等が増加してきた段階においては<u>国からの要請を踏まえ</u>、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。</p> <div style="border: 2px solid #0070c0; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">患者等が増加してきた等により、疫学調査で患者の接触歴を追えなくなった場合に、診療体制を移行することとしたいがどうか。 詳細は、マニュアル等作成時に検討・整理したい。</p> </div> <p>○患者への対応等</p> <p>① 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)⑦

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
<p>国内発生早期</p>	<p>② 都道府県等は、国と連携し、必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。</p> <p>③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>○医療機関等への情報提供 国は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬 ① 国は、国内感染期に備え、引き続き、都道府県等と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 ② 国は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</p> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>② 県及び保健所設置市は、国と連携し、必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。</p> <p>③ 県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。</p> <p>○医療機関等への情報提供 県は、引き続き、国が提供する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬 ① 県は、県内感染期に備え、引き続き、国及び保健所設置市と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 ② 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。</p> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)⑧

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内感染期	<p>○患者への対応等 国は、当道府県等に対し、以下を要請する。</p> <p>(地域未発生期、地域発生早期の地域における対応)</p> <p>① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。</p> <p>② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。</p> <p>(地域感染期の地域における対応)</p> <p>① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。</p> <p>② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</p> <p>③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。</p> <p>④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> <p>○医療機関等への情報提供 国は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p>	<p>○患者への対応等 県は、以下の対策を行う。また、保健所設置市に対し、同様の対応を要請する。</p> <p>(県内未発生期、県内発生早期における対応)</p> <p>① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。</p> <p>② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。</p> <p>(県内感染期における対応)</p> <p>① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。</p> <p>② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</p> <p>③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。</p> <p>④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> <p>○医療機関等への情報提供 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)⑨

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
国内感染期	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 国は、国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。</p> <p>○在宅で療養する患者への支援 市町村は、国及び都道府県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 都道府県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p> </div>	<p>○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、必要に応じ、国備蓄分の配分を要請する。</p> <p>○在宅で療養する患者への支援 市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>緊急事態宣言がされている場合の措置 県の区域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 県は、国及び保健所設置市と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。</p> </div>

医療提供体制について(特措法・行動計画上の位置付け)⑩

発生段階	政府行動計画	県・市町村が実施する事項
小康期	<p>○医療体制 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 国は、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、都道府県等及び医療機関に対し周知する。</p> <p>② 国及び都道府県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: green; margin: 0;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p style="margin: 0;">必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p> </div>	<p>○医療体制 県は、国及び保健所設置市と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。</p> <p>○抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 県は、国が国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成したときは、医療機関に対し周知する。</p> <p>② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: green; margin: 0;">緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p style="margin: 0;">必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p> </div>